

消防危第 316 号
平成 20 年 8 月 12 日

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各政令指定都市消防長 } 殿

消防庁危険物保安室長

消防法第 16 条の 3 の 2 に基づく危険物流出等の事故の原因調査に係る
警察との相互協力に関する警察庁との申合せについて

「消防法及び消防組織法の一部を改正する法律」（平成 20 年法律第 41 号）による改正後の消防法（昭和 23 年法律第 186 号。以下「法」という。）第 16 条の 3 の 2 第 1 項の規定に基づき、市町村長等は危険物施設における危険物の流出その他の事故（火災を除く。）であって火災が発生するおそれのあったもの（以下「危険物流出等の事故」という。）の原因の調査を行うことができることとされたところです。また、同条第 4 項の規定に基づき、市町村長等から求めがあった場合には、消防庁長官が危険物流出等の事故の原因の調査を行うことができることとされたところです。

今般、法第 16 条の 3 の 2 の規定に基づき、市町村長等又は消防庁長官が実施する危険物流出等の事故の原因調査及び警察が行う当該危険物流出等の事故に係る捜査を迅速かつ的確に行うため、警察との相互協力に関し、別添 1 の申合せを警察庁と取り交わしました。

つきましては、下記事項に御留意の上、危険物流出等の事故の原因調査に係る適正な運用に十分配慮するようお願いいたします。

また、貴職におかれましては、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知して下さるようお願いいたします。

記

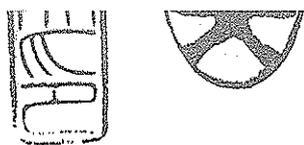
- 1 市町村長等は、法第16条の3の2第1項及び第2項に基づき危険物流出等の事故の原因の調査を行う際、火災の調査における犯罪捜査協力等（消防法第35条、35条の2関係）と同様に、別添1中の1及び2に留意すること。
- 2 法第16条の3の2第4項に基づき消防庁長官が危険物流出等の事故の原因の調査を行う際、消防法第35条の3の2に基づき消防庁長官が行う火災原因調査の際の通知の流れ（「消防法第35条の3の2に基づき消防庁長官が行う火災原因調査に係る警察との相互協力に関する警察庁との申合せについて」（平成15年6月18日消防安第100号消防庁防火安全室長通知）中別添2）と同様に、別添2により現地消防本部等関係機関から現地警察本部に通知すること。

消防庁危険物保安室

担当：加藤、仲田、齋島

TEL 03-5253-7524

FAX 03-5253-7534



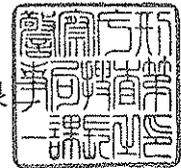
別添 1

警察庁丁捜一発第72号
警察庁丁生環発第190号
警察庁丁刑企発第202号
警察庁丁交企発第223号
警察庁丁交指発第90号
消防予第171号
平成20年7月16日

警察庁と消防庁は、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律（平成20年法律第41号）による改正後の消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第16条の3の2の規定に基づき危険物の流出その他の事故（火災を除く。）であって火災が発生するおそれのあったもの（以下「危険物流出等の事故」という。）の原因の調査が行われる場合において、当該危険物流出等の事故に係る警察が行う捜査及び消防が行う原因の調査を迅速かつ的確に実施するため、警察と消防の相互協力に関し、以下のとおり申し合わせる。

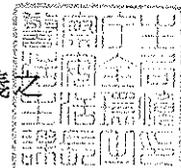
警察庁刑事局捜査第一課長

種谷 良



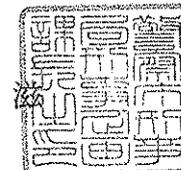
警察庁生活安全局生活環境課長

辻 義之



警察庁刑事局刑事企画課長

北村 滋



警察庁交通局交通企画課長

倉田 洋



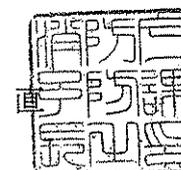
警察庁交通局交通指導課長

多湖 全



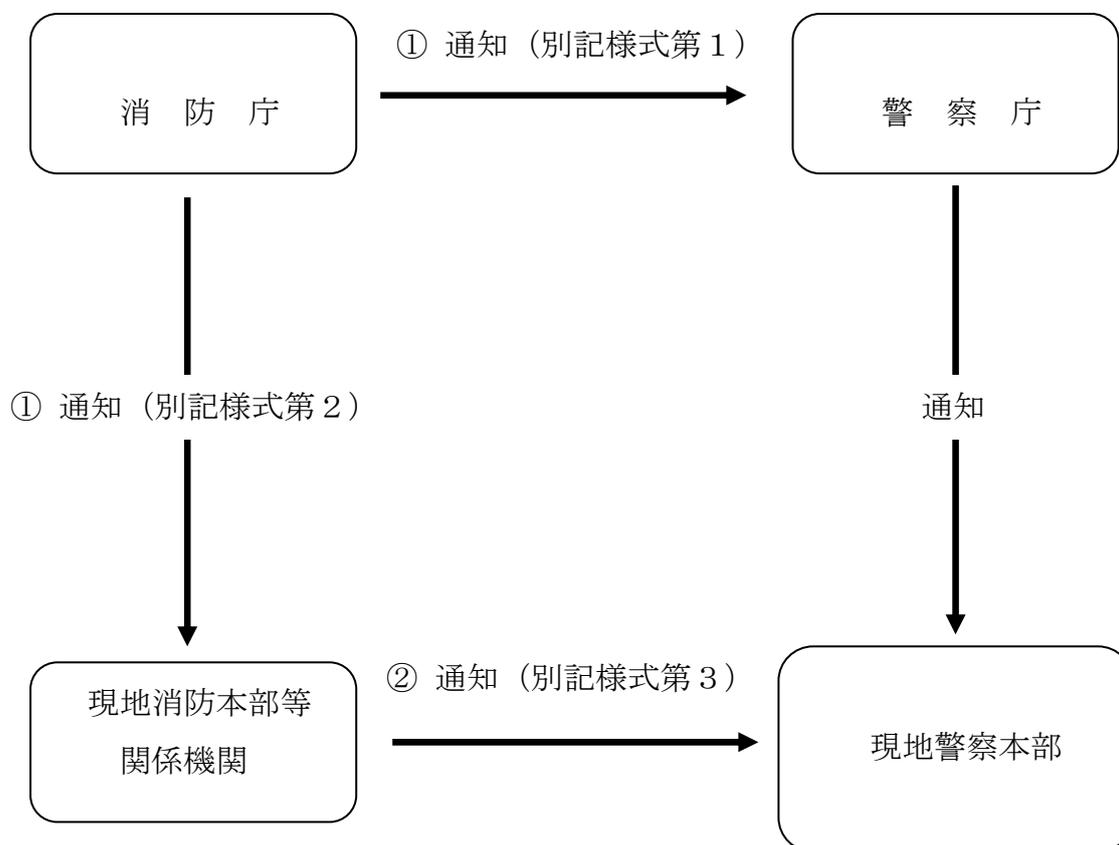
総務省消防庁予防課長

梅原 直



- 1 法第16条の3の2第1項の規定に基づき危険物流出等の事故の原因の調査を行う市町村長等（法第11条第2項に規定する「市町村長等」をいう。以下同じ。）又は法第16条の3の2第4項の規定に基づき危険物流出等の事故の原因の調査を行う消防庁長官は、当該危険物流出等の事故について犯罪の疑いがあると認めるときは、直ちにこれを当該危険物流出等の事故の発生地を管轄する警察署に通報するものとする。
- 2 市町村長等が法第16条の3の2第1項の規定に基づき行う危険物流出等の事故の原因の調査又は消防庁長官が同条第4項の規定に基づき行う危険物流出等の事故の原因の調査（以下「長官事故調査」という。）は、警察官の捜査に支障を来すこととなってはならないこと。
- 3 消防庁は、長官事故調査を行う場合には、その旨を警察庁及び現地消防本部等関係機関（法第11条第1項第2号及び第4号に掲げる危険物施設を調査する場合にあっては都道府県知事、その他の危険物施設を調査する場合にあっては現地消防本部をいう。以下同じ。）に通知すること。
この場合、警察庁及び現地消防本部等関係機関は、それぞれ危険物流出等の事故の発生地を管轄する警視庁又は道府県警察本部に対し、その旨を通知するものとする。
- 4 警察と消防は、長官事故調査を行う場合において、当該危険物流出等の事故に係る捜査及び原因の調査の実施に当たって相互に協力するように努め、相互協力に関し支障が生じた場合は、必要に応じ、警察庁と消防庁が相互に調整を図り、警視庁又は道府県警察本部及び現地消防本部等関係機関に対して指導するものとする。
- 5 長官事故調査を行う場合、都道府県警察との調整等の窓口は一つに定め、これを現地消防本部等関係機関とすること。ただし、警察と消防庁の双方が消防庁が窓口となった方が適当であると認める事項について、消防庁が窓口となることを妨げるものではないこと。
- 6 警察庁は上記3から5までの内容について、消防庁は上記1から5までの内容について、それぞれ関係機関に対して周知を図るものとする。

消防庁長官の行う危険物流出等の事故原因調査に係る通知の流れ



※ 消防庁から現地消防本部等関係機関及び現地消防本部等関係機関から
現地警察本部へは、原則として別記様式により通知するものとするが、
通知するいとまのない場合等にあつては、電話等により連絡した後、別
記様式により通知するものとする。

別記様式第 1

第 号
年 月 日

警察庁刑事局捜査第一課長
警察庁生活安全局生活環境課長
警察庁刑事局刑事企画課長
警察庁交通局交通企画課長
警察庁交通局交通指導課長

） 殿

消防庁予防課長

消防庁長官による危険物流出等の事故原因調査の実施について（通知）

次の危険物施設の事故について、消防法第 16 条の 3 の 2 第 4 項の規定に基づき、消防庁長官が危険物流出等の事故原因調査を実施することとなりましたので、平成 20 年 7 月 16 日付けの申合せ（警察庁丁捜一発第 72 号、警察庁丁生環発第 190 号、警察庁丁刑企発第 202 号、警察庁丁交企発第 223 号、警察庁丁交指発第 90 号、消防予第 171 号）の 3 に基づき、通知します。

なお、事故発生地を管轄する警視庁又は道府県警察本部に対し、その旨の通知をしていただくようお願いします。

| | | | | | |
|----------|-----------------|---|-----------------|------|---|
| 事故発生日時 | 年 | 月 | 日 | 時 | 分 |
| 事故発生場所 | | | 現地消防本部 等消防機関 | | |
| 事故発生事業所名 | | | | | |
| 危険物施設の区分 | | | | | |
| 参考事項 | | | | | |
| 連絡担当者 | 所属・職・氏名・連絡先・FAX | | | | |
| | 消防庁 | | TEL: | FAX: | |

別記様式第 2

第 号
年 月 日

〇〇消防本部（局、庁）担当者 殿
（〇〇都（道、府、県）〇〇課担当者）

消防庁危険物保安室長

消防庁長官による危険物流出等の事故原因調査の実施について

次の危険物施設の事故について、消防法第 16 条の 3 の 2 第 4 項の規定に基づき、消防庁長官が危険物流出等の事故原因調査を実施することとなりましたので連絡します。

なお、事故発生地を管轄する警視庁又は道府県警察本部に対し、別記様式第 3 により連絡願います。

| | | | |
|----------|-----------------|-----------------|------|
| 事故発生日時 | 年 月 日 時 分 | | |
| 事故発生場所 | | 現地消防本部 等消防機関 | |
| 事故発生事業所名 | | | |
| 危険物施設の区分 | | | |
| 参考事項 | | | |
| 連絡担当者 | 所属・職・氏名・連絡先・FAX | | |
| | 消防庁 | TEL: | FAX: |

別記様式第3

第 号
年 月 日

警 視 庁 担 当 者 殿
(道(府、県)警察本部担当者)

〇〇消防本部(局、庁)担当者
(〇〇都(道、府、県)〇〇課担当者)

消防庁長官による危険物流出等の事故原因調査の実施について

次の危険物施設の事故について、消防法第16条の3の2第4項の規定に基づく消防庁長官の事故原因調査が実施される旨、消防庁より連絡がありましたので、通知します。

| | | | |
|----------|------------------------|-----------------|--|
| 事故発生日時 | 年 月 日 時 分 | | |
| 事故発生場所 | | 現地消防本部 等消防機関 | |
| 事故発生事業所名 | | | |
| 危険物施設の区分 | | | |
| 参考事項 | | | |
| 連絡担当者 | 所属・職・氏名・連絡先・FAX | | |
| | 消防本部(局、庁) TEL: FAX: | | |